



9月議会③

広島土砂災害
特集23



人災!

6. 29豪雨災害の教訓

土砂災害防止法いかされず

危険な地域に無責任な宅地開発

国の『災害対策基本法』は『市町村は、住民の生命、身体、及び財産を災害から保護する責務がある』と定めています。

台風、豪雨、地震など自然災害は防ぐことはできませんが、防災対策をしっかりとっておこなうていけば、住民の生命や財産を守り、町の破壊を最小限に食い止めることは可能です。

広島県は、急こう配の斜面が長く続く山々に囲まれ、土砂災害危険箇所数は、全国最多で3万か所を超えます。

国は、15年前に32名の死者を出した「6.29豪雨災害」を教訓に、土砂災害防止法を制定しました。

これに基づき、広島県が避難計画の策定や宅地開発や建物の制限も可能になる土砂災害の「警戒区域」「特別警戒区域」の指定をおこなうことになっています。

しかし、本市にある6040箇所の危険箇所に対して、指定されているのは1800余りという状況です。土石流が発生した安佐南区の八木、緑井は、調査は済んだものの、指定されて

いませんでした。被害が発生した地区内の土砂災害危険箇所338箇所に対し、282箇所が未指定です。

また、広島市内の土石流危険渓流2402箇所のうち砂防ダムが整備されているのは、294箇所、整備率は約12%にかすぎません。

県内の危険箇所への砂防ダムの整備年数は、今年の予算規模で整備した場合「333年かかる」と県は答弁する有様です。

開発優先から防災へ転換を

近松議員は、指定の遅れが、崩れやすい斜面のすぐそばまでの開発を許し、住宅建設を認めてきた行政にも「被害を大きくした責任」があると指摘し、警戒区域の指定を早期に行い、危険箇所への宅地開発は止めるべきだと求めました。

また、砂防ダムの不足というハード面の遅れも被害を拡大したと指摘し、国・県の予算の使い方や大企業支援や不要・不急の開発から、市民の命と財産を守る抜本的な防災対策予算に最優先で回すべきと迫りました。

砂防ダムの整備 国・県が着手を発表



砂防ダムのイメージ図

24箇所(八木・緑井・山本可部東)
7箇所(大林可部町)

さらに、土砂災害警戒区域内にある学校や保育所など、福祉・教育施設を把握し、災害防止に向けた安全対策を講じるべきだと、市の対応を聞きました。

市は、学校や保育所に加え、民間などの高齢者施設も抽出し、避難訓練の実施など安全確保に向けた対応するとの答弁にとどまりました。

市民の生命・財産を守る自治体の責任を果たせ